

2021年度 地層処分模型展示車の運行

仕様書

2021年4月

原子力発電環境整備機構

## 1. 件名

2021年度 地層処分模型展示車の運行

## 2. 目的

地層処分模型展示車（以下「展示車」という）運用にあたって、展示車の運行を行う。

## 3. 実施内容

2021年度を通して展示車の運行に関わる以下の内容を実施する。なお、実施にあたっては、人命尊重を旨とし、道路交通法および関係諸法規を遵守し、常に車両の安全運転の確保に努めること。

また、受託者は以下を遵守すること。（なお、再委託は原則として認めない。再委託する場合は必要な理由を付して書面にて承諾を得ること。）

- ・機構の掲げる経営理念に則り、かつ、機構の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって受託業務を実施すること
- ・機構の事業の公正性、透明性および信頼性を棄損することのないよう受託業務を実施すること

### (1) 機構があらかじめ指定する場所への展示車の運行

- ・受託者は展示車の運行前に点検が必要な項目を定め、運行開始前までに点検し、必要があれば整備すること。

なお、ランプなどの消耗品の交換が必要な場合は交換を行うこと。

- ・受託者は、点検結果を「車両運行管理簿」に記録すること。
- ・受託者は、機構があらかじめ指定する場所に展示車を運行すること。但し、安全運行を考慮し、1日の運行距離は原則500km以内とすること。なお、燃料の補給が必要な場合は実施すること。
- ・各地域への移動は高速道路、また、北海道地域移動時などフェリーが必要な場合はフェリーの使用を可とする。
- ・受託者は、毎月車両運行管理簿を回収し、点検結果記録を確認・整理した上で、機構に報告すること。
- ・受託者は、展示車の運行を行わない期間については、受託者が用意する屋内駐車場へ駐車すること。
- ・受託者は、展示車の設営・撤収およびイベント機材の設営・撤去補助、イベント運営補助作業を実施すること。
- ・受託者は、イベント運営中、イベント運営に支障が生じないように展示車積載発電機の運転・保守を行うこと。
- ・受託者は、イベント運営中に展示車に何らかの不具合が発生した場合、機構の指示に基づき速やかに展示車の移動を含む適切な措置を行うこと。

なお、上記において、受託者の拘束日数合計及び宿泊日数合計は120日程度となる。

## (2) 不具合等の報告

- ・受託者は、展示車の運行前点検以外（運行時など）において展示車に何らかの不具合または点検・整備・修繕の必要性が生じた場合については、機構にその内容を報告すること。
- ・受託者は、展示車の運行時における車両事故などの緊急時は、軽微または重大な事故に係わらず、必要な人命措置や通報などを終えたのち速やかに機構にその内容を報告すること。

## 4. 実施期間

契約締結日～2022年3月31日

## 5. 月毎報告書の提出

- ・月毎および必要に応じて、本件の報告書を提出すること。
- ・月毎報告内容は、展示車の運搬、設営・撤去補助の実施内容および不具合等の内容とする。

## 6. その他

- ・キャンセルポリシーについては、機構と協議の上、別途定める。

本仕様書に記載されている事項および本仕様書に記載のない事項について疑義等が生じた場合は、機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以 上